省令

○法務省令第三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月二十五日

法務大臣　江田　五月

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表函館地方法務局の部同地方法務局の款八雲出張所の項を削り、同部寿都支局の款を次のように改める。

八雲	（八雲）	北海道 二海郡 八雲町
		北海道の内 茅部郡の内 森町 二海郡 山越郡 瀬棚郡 久遠郡 島牧郡 寿都郡

別表仙台法務局の部同法務局の款同法務局の項管轄区域欄中「仙台市」を「仙台市
名取市
岩沼市」に改め、同款名取出張所の項を削り、同部大河原支局の款同支局の項中「伊具郡」を「伊具郡
亘理郡」に改める。

別表盛岡地方法務局の部水沢支局の款同支局の項中「奥州市
胆沢郡」を「大船渡市
一関市
陸前高田市
奥州市
胆沢郡
西磐井郡
東磐井郡
気仙郡」に改め、同款大船渡出張所の項及び同部一関支局の款を削る。

別表秋田地方法務局の部横手支局の款を削り、同部大曲支局の款同支局の項管轄区域欄中「大仙市」を「横手市
大仙市」に改める。

別表さいたま地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項管轄区域欄中「さいたま市」を「さいたま市
蕨市
戸田市」に改め、同款戸田出張所の項を削る。

別表静岡地方法務局の部富士支局の款同支局の項管轄区域欄中「富士市」を「富士宮市
富士市」に改め、同款富士宮出張所の項を削る。

別表大分地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項中「大分市（鶴崎出張所の管轄に属する地域を除く。）」を「大分市
別府市」に改め、同款鶴崎出張所及び別府出張所の項を削る。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び千葉東出張所」を「、佐倉支局、千葉東出張所及び成田出張所」に改める。

第七条第三項中「、熱海出張所及び富士宮出張所」を「及び熱海出張所」に改める。

第十条第一項中「新発田支局」を「三条支局、新発田支局」に改める。

第十六条中「田辺支局」の下に「、新宮支局」を加える。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条　削除

第三十六条の二中「鶴岡支局」を「米沢支局、鶴岡支局」に改め、「新庄支局」の下に「、寒河江支局」を加える。

第三十七条中「宮古支局」の下に「、水沢支局」を加える。

第三十八条第一項中「及び湯沢支局」を「、湯沢支局及び大曲支局」に改め、同条第二項中「横手支局」を「大曲支局」に改める。

第四十一条中「、寿都支局及び八雲出張所」を「及び八雲支局」に改める。

第四十五条中「今治支局」の下に「、宇和島支局」を、「大洲支局」の下に「、四国中央支局」を加える。

第三条　公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

別表盛岡の項中「一関　一」を削る。

別表秋田の項中「横手　一」を削る。

別表函館の項中「寿都」を「八雲」に改める。

第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一関人権擁護委員協議会の項及び横手人権擁護委員協議会の項を削る。

別表第一寿都人権擁護委員協議会の項を次のように改める。

八雲人権擁護委員協議会	北海道二海郡八雲町

附　則

この省令は、平成二十三年三月二十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項及び第三十八条の改正規定、第三条中別表秋田の項の改正規定並びに第四条中別表第一横手人権擁護委員協議会の項の改正規定　平成二十三年三月十四日

二　第二条中登記事務委任規則第十六条及び第三十六条の二の改正規定　平成二十三年三月二十八日

○農林水産省令第六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、カンキツグリーニング病菌の緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

カンキツグリーニング病菌の緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

カンキツグリーニング病菌の緊急防除に関する省令（平成十九年農林水産省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成二十三年四月十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。